

座間市立中学校給食全員喫食実施方針

(案)

令和8年1月

座間市教育委員会

教育長あいさつ

本市では、子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、安心して学びに向かうことができる環境づくりに、これまで継続して取り組んでまいりました。

私自身、小学校教員として子どもたちと向き合う中で、給食の時間が子どもたちの成長にとって大切な学びの場であることを実感してきました。多くの方の心に、今でも小学校時代の給食の思い出や、楽しみにしていた給食の献立が残っているのではないでしょうか。

学校給食は、栄養を補うだけではなく、仲間と共に食事をする中で、思いやりや社会性を育む、かけがえのない教育の機会であると考えています。

学校給食は、昭和29年の学校給食法の成立以降、時代とともにその役割を広げ、現在では、食に関する指導を進める「生きた教材」として、教育の中に明確に位置付けられています。

中学校給食の全員喫食につきましては、これまで生徒や保護者の皆様から多くのご意見をいたしました。本市では、選択式のデリバリ方式による中学校給食を実施してきましたが、運用を重ねる中で、いくつかの課題も明らかになってきました。

こうした状況を踏まえ、生徒が学校生活の中で等しく栄養バランスのとれた温かい食事をとることができる環境を整えることは、教育委員会として重要な役割であると考えています。全員が同じ献立と共に味わうことは、食育のさらなる進展につながるものと期待しています。これらの考え方のもと、今後の方向性を示すものとして、本実施方針を策定することといたしました。

今後も、保護者の皆様、学校や教職員のご理解とご協力をいただきながら、生徒にとって望ましい給食のあり方を第一に、丁寧に取組を進めてまいります。

本方針が本市の中学生一人ひとりの健やかな成長と、より豊かな学校生活につながることを願い、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年1月
座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

目次

はじめに	- 1 -
1 現状と課題	- 1 -
(1) 中学校給食の現状	- 2 -
(2) 生徒・保護者の状況と意向	- 5 -
2 中学校給食全員喫食の実施方式の検討	- 13 -
(1) 前提条件	- 13 -
(2) 実施方式の比較検討	- 14 -
3 想定スケジュール	- 15 -
4 考察	- 15 -
(1) 自校調理方式	- 15 -
(2) 給食センター方式	- 15 -
(3) デリバリー方式（弁当）	- 16 -
(4) 総合的な検討結果	- 16 -
5 今後の方針	- 18 -
(1) 給食センターの用地について	- 18 -
(2) 給食センターの建設・運営について	- 18 -
(3) 学校施設について	- 18 -
(4) 学校運営について	- 18 -
参考 給食センターの建設可能地域	- 19 -

はじめに

本市では、平成29年9月から選択式デリバリー方式による中学校給食を市内全6校で開始しました。その後、社会情勢の変化を踏まえた中学校給食のあり方について多角的な視点から検討を進め、令和6年3月に市教育委員会で策定した「ざま魅力ある学校づくり方針」においては、中学校給食について全員喫食実現に向けた具体的な方策の検討をすることとし、同年に市教育委員会の部・課長を構成員とする「中学校給食全員喫食推進検討委員会」を立ち上げ、実現の可能性を検討してまいりました。

本方針は、その検討結果を踏まえて策定したものです。

1 現状と課題

現在、本市では学校給食と家庭弁当の双方の利点を活かした選択式の中学校給食を実施しており、献立内容の充実や利便性の向上に努めています。栄養士が作成する献立は、カロリーや栄養バランスに配慮されており、成長期にある中学生の健康な身体づくりを食の面から支えています。

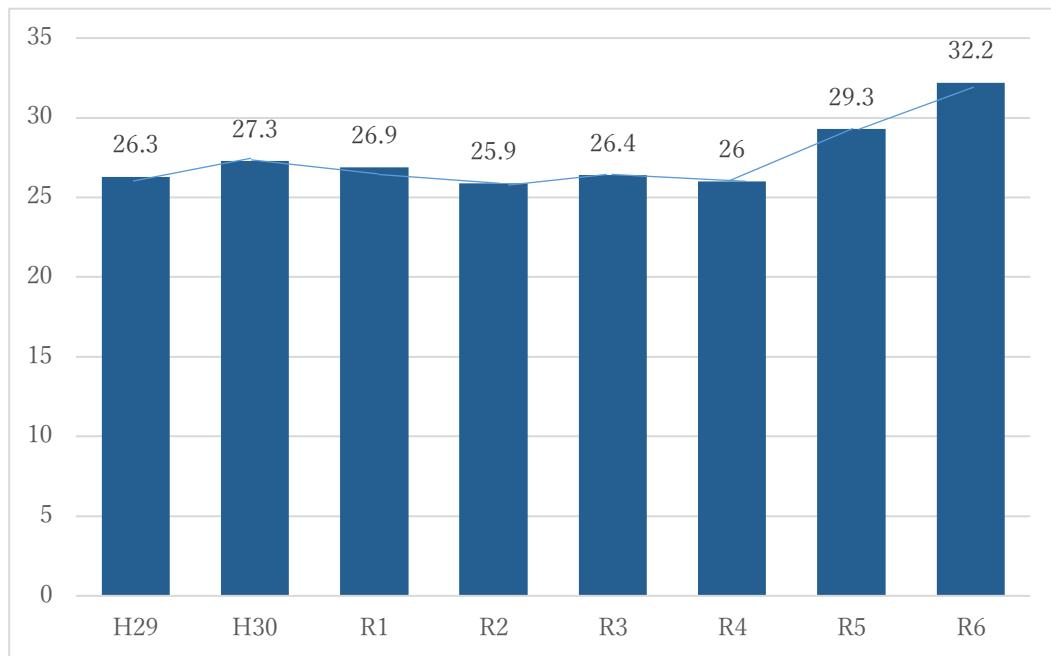
こうした日々の給食は、必要な栄養を適切に摂取できるよう工夫されており、生徒の健やかな成長にとって欠かせない役割も担っています。また、選択式の中学校給食は思春期の生徒の体格や個人差に柔軟に対応できる仕組みであり、保護者の事情や食育に対する考え方にも配慮された事業として、一定の評価を得ているところです。

一方で、近年、保護者の働き方や生活環境、家庭環境の変化、共働き世帯の増加などに伴い、県内でも中学校給食の全員喫食の導入が進んでいます。令和6年5月に開催された座間市総合教育会議では、全員喫食による食育推進の重要性、家庭環境や保護者の就労状況によって格差が生じることがないような公平感のある学校生活の実現について議論がなされました。また、給食の配膳・片付けを通じた自己有用感の育みの必要性など、教育的観点からの意見があり、多角的な意義が示されたところです。

しかしながら、全員喫食制の移行には、中学校給食の現状と課題を捉えるとともに実施方式の検討に加え、学校での配膳時間の確保など多くの課題があります。前述したとおり、学校給食には教育的な意義があることから、十分な給食時間を確保することが望まれますが、学校生活全体への影響も十分に踏まえた上で、慎重に検討していく必要があります。

(1) 中学校給食の現状

① 本市の選択式デリバリー給食の喫食率（喫食者数／生徒数）%



ここ数年の喫食率の推移は横ばいだったものの、令和5年度に米飯の配送方法を変更し、より温かい状態で提供できるようになってからは上昇しており、現在、中学校の喫食率は30%を超える水準です。

学校給食に対する関心や信頼の高まり、栄養バランスのとれた食事を求める声、家庭の負担軽減といった側面も含め、給食へのニーズが年々高まっているものと推察されます。

② 県内中学校の給食提供方式（令和7年10月現在）

提供方式	自治 体数	自治体名
自校調理方式	5	南足柄市、松田町、山北町、開成町、箱根町
親子調理方式	3	葉山町、湯河原町、愛川町
給食センター方式	16	川崎市※1、相模原市（予定）、横須賀市、平塚市 小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、中井町、大井町、清川村
デリバリー方式（食缶）	1	逗子市
デリバリー方式（弁当）	1	横浜市（予定）
デリバリー方式（弁当／選択式）	5	鎌倉市、藤沢市※2、茅ヶ崎市、伊勢原市、座間市
検討中	2	大磯町※3、真鶴町※4

※1 一部、自校方式・小中合築校方式

※2 全生徒数の約2／3の食数を提供する給食センターを建設予定

※3 調理配達業者による希望注文制弁当を実施、給食提供方式を検討中

※4 ミルク給食を実施、給食提供方式を検討中

神奈川県内33市町村の中学校給食の状況は、令和8年度実施予定の自治体を含めると26市町村（約8割）が全員喫食を実施しています。

県内の他自治体の資料によると、令和元年9月時点で全員喫食を実施していた自治体は16市町村（約5割）であったことから、この数年間で全員喫食を行う自治体が増えていることが分かります。食育のより一層の推進や保護者の負担軽減を目的として、全員喫食を実施している自治体が多いようです。

また、全員喫食（予定を含む）を実施している自治体の半数以上が給食センター方式により実施しています。

③ 本市の中学校給食の経過

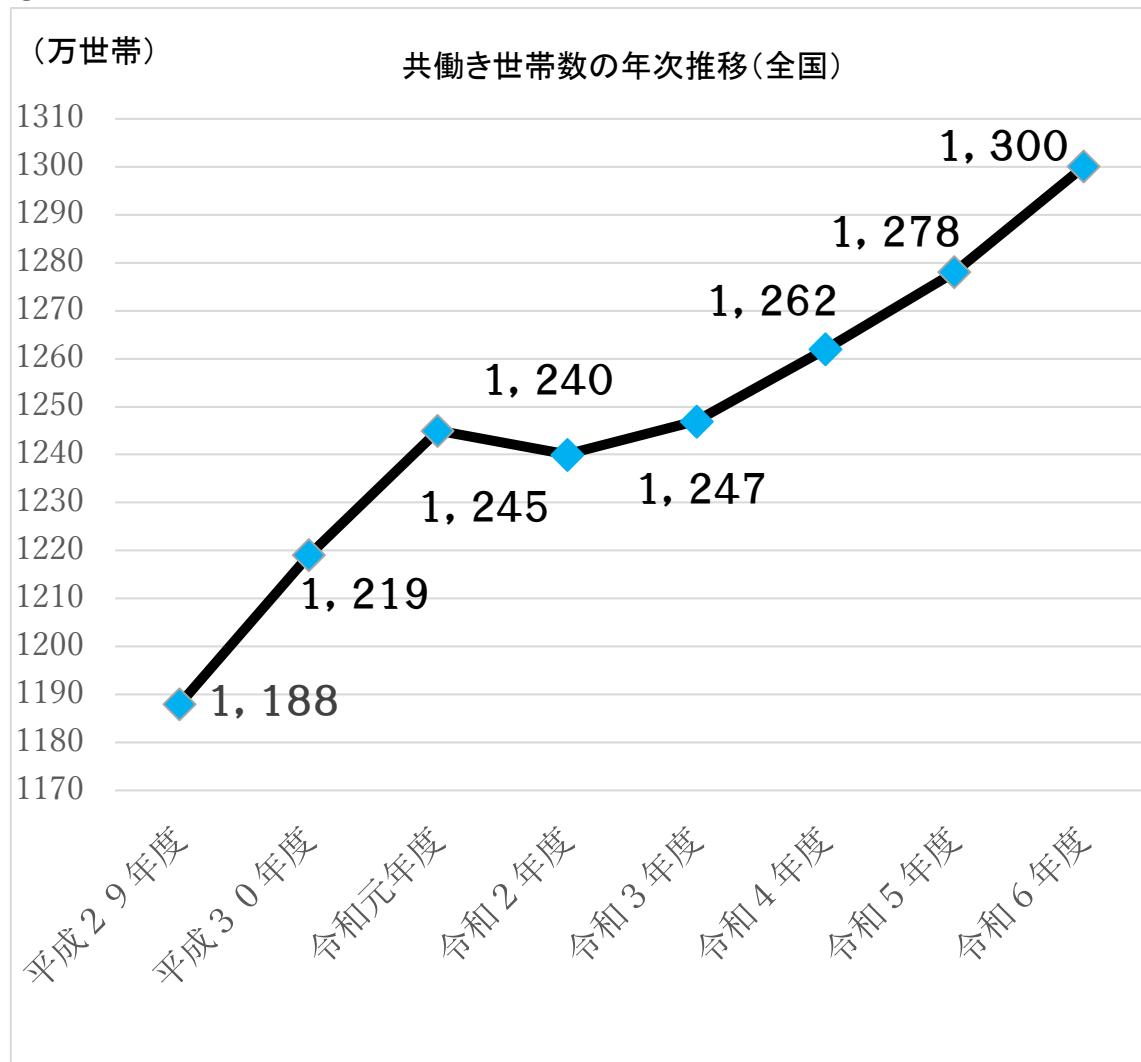
年月	取組内容
平成27年 9月	座間市立中学校給食(選択式デリバリー方式)試行開始(2校で先行スタート)
平成29年 9月	座間市立中学校給食(選択式デリバリー方式)全校開始
令和 4年 2月	<u>座間市総合教育会議※1</u> において「今後の学校給食のあり方について」協議
令和 5年 6月	第2回 <u>座間市学校施設適正化方針検討委員会※2</u> において「中学校給食の今後の方針について」協議
令和 5年12月	座間市教育委員会委員等による他市給食センター及び中学校の視察
令和 6年 3月	座間市教育委員会3月定例会において「ざま魅力ある学校づくり方針」議案承認 中学校給食の全員喫食に向けた方策の検討を開始
令和 6年 5月	座間市総合教育会議において「中学校給食について」協議
令和 6年 7月	中学校給食全員喫食推進検討委員会を設置し、以後、検討委員会を開催(令和8年1月までに6回開催)
令和 7年 6月	座間市教育委員会6月定例会において、中学校給食全員喫食推進検討委員会における検討の途中経過を報告
令和 7年11月	本方針(素案)をまとめ、意見公募手続(パブリックコメント)を実施(募集期間:令和7年11月 19 日~12月18日)
令和 8年 1月	座間市教育委員会1月定例会において本方針(案)を承認

※1 地方公共団体の長が招集し、教育に関する大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等について、首長と教育委員会という対等な執行機関同士が同じ方向性の下、連携して効果的に教育行政を推進していくために協議・調整を行うための場

※2 座間市立学校の適正規模及び適正配置について検討し、中長期的な学校施設の適正化に係る基本方針について協議を行う委員会

(2) 生徒・保護者の状況と意向

①保護者の就労環境



本市が中学校給食（選択式デリバリー方式）を導入した平成29年度と比べると、共働き世帯が112万世帯（約11%増）増えています。グラフの推移からは今後も増加傾向が続くと予測されます。

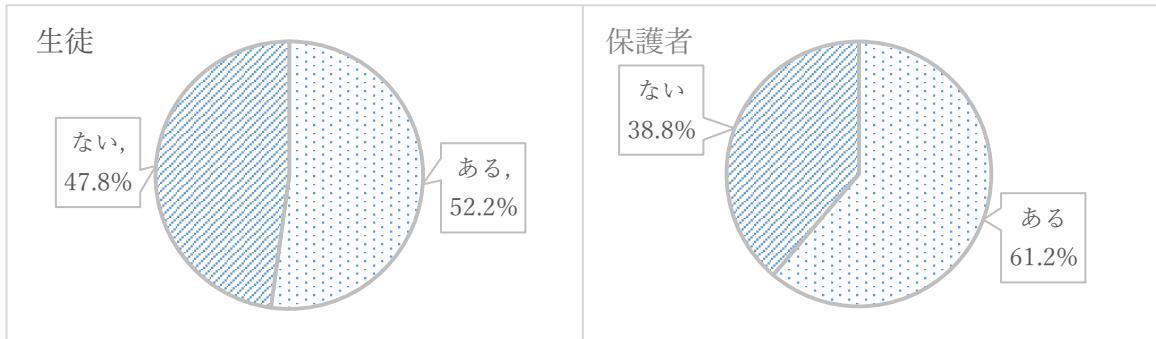
② アンケート結果

中学校給食の現状や課題を整理し、より満足度の高い給食の提供に役立てるため、市立中学校に通う生徒・保護者を対象としたアンケートを実施しました。(対象生徒数3,033人)

(実施期間：令和7年9月24日～10月15日／回答数：生徒2,092人 保護者1,394人)

ア 給食の利用状況

■ 「給食を申し込んだことはありますか」



(生徒)

約52.2%が「給食を申し込んだことがある」と回答し、半数程度の割合の生徒が給食を経験している様子がうかがえます。申込理由としては、「保護者が給食を申し込んでいるから」「便利だから」「持ち物が軽くなるから」といった理由が多く挙げられました。

(保護者)

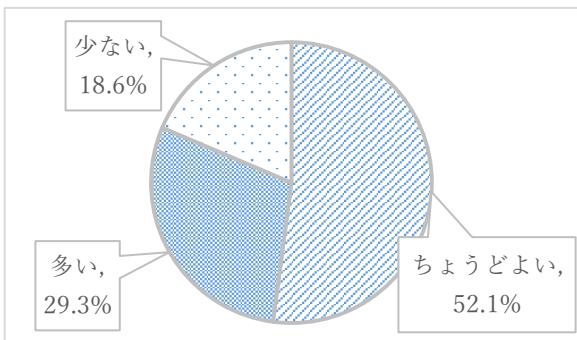
給食を申し込んだことがある家庭が全体の61.2%であり、半数以上の家庭で申し込みがされている様子がうかがえます。申込理由としては、「家庭でお弁当を用意することが負担なため」「便利だから」「栄養バランスがいいから」といった理由が多く挙げられました。

現行の給食は一定の利用があり、利便性や栄養面で評価されている一方で利用しない層も存在しており、今後、より多くの生徒が利用しやすい環境づくりが求められます。

イ 給食の量と給食時間の現状

■ 「給食の量はどうですか」

(生徒)

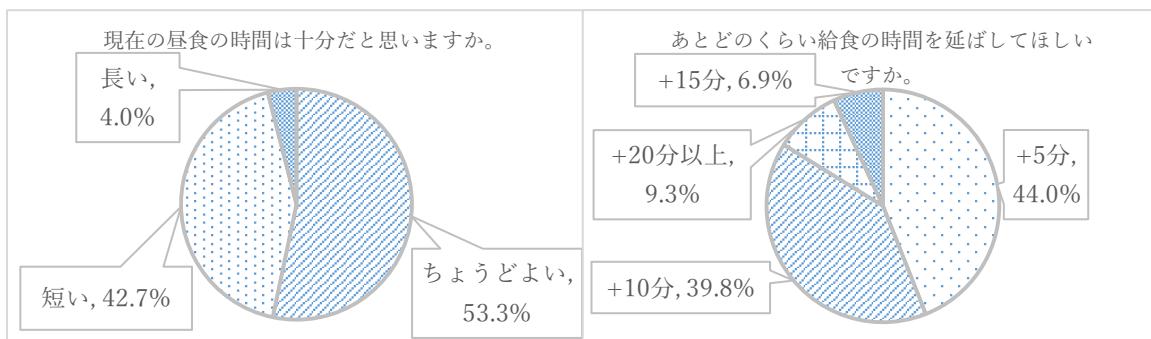


給食の量について、「ちょうどよい」が 52.1%で多数でしたが、「少ない」が 18.6%「多い」が 29.3%といった結果となっており、個人差があることが分かりました。

■ 「現在の昼食の時間は十分だと思いますか」

■ 「あとどのくらい給食の時間を延ばしてほしいですか」

(生徒)



現在の昼食の時間については、「ちょうどよい」が 53.3%、「短い」が 42.7%でした。「短い」と回答した生徒のうち、44%が「+5分」、39.8%が「+10分」を希望しており、落ち着いて食事をとる時間を求める声が一定数あることが分かりました。

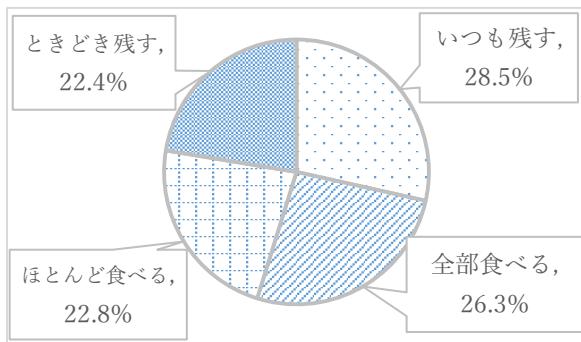
約3割の生徒が、「給食の量が多い」と回答しており、量の調整の困難さが、残食率の高さに繋がっている可能性があります。

また、昼食の時間については、「ちょうどよい」と回答する生徒が約半数程度の割合を占めていますが、「短い」と回答する生徒も約4割となっています。保護者の「その他意見」でも「昼食時間の短さ」を挙げる声が多くあることから、昼食時間について検討する必要があります。なお、検討にあたっては、学校側の時程に配慮した仕組みづくりが必要です。

ウ 残食とその要因

■ 「給食を全部食べていますか」

(生徒)



給食を申し込んだことがあると回答した生徒のうち、28.5%の生徒が「いつも残す」、そして22.4%の生徒が「ときどき残す」と回答しています。その主な理由は、「嫌いなものがあるから」「おいしくないから」「おかずが冷たいから」などであり、特に温度や味に関する意見が多く、残しやすい食品としては「サラダ、和え物」「煮物」「魚料理」などが挙げられました。

温度や味が残食の主な要因となっていることから、提供方法や味の改善に向けた工夫が必要であると考えられます。

(参考) 給食の残食率（主食、おかず及びデザートを含む）

年度	中学校	小学校
令和4年度	約12.0%	約2.2%
令和5年度	約14.1%	約2.0%
令和6年度	約13.7%	約2.0%

(中学校給食：ランチボックスで提供)



(小学校給食：食缶から配膳し提供)



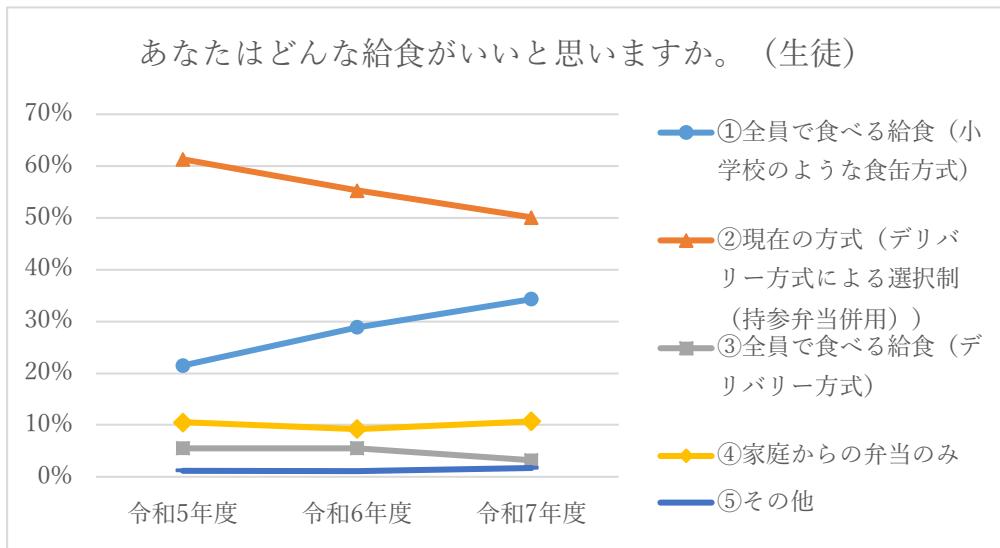
残食率について、中学校給食は10%台前半、小学校給食は2%台で推移していることが分かります。

中学校給食はランチボックスで提供しているため量の調整が難しいこと、そしておかずの温度が冷たいことが、食缶式の温かい給食を提供している小学校に比べ残食率が高くなっている要因と考えられます。

工 中学校給食に対する要望

■ 「あなたはどんな給食がいいと思いますか」

(生徒)



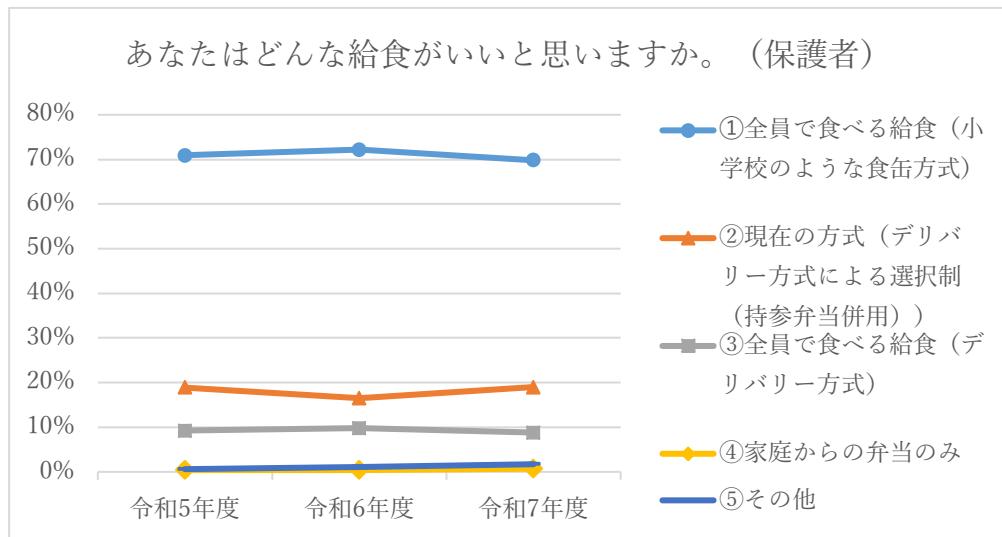
※その方式を選んだ理由 (抜粋)

①全員で食べる給食 (小学校のような食缶方式)	<ul style="list-style-type: none">・温かい給食が食べたいから・量が調整しやすいから・おかわりがしやすく、食品ロスを減らすことができると思うから。・自分たちで配膳からやるのが楽しいから。
②現在の方式 (デリバリー方式による選択制 (持参弁当併用))	<ul style="list-style-type: none">・今までいいと思うから・自由度があるため・それぞれの家庭の事情に合わせられるから・形態が変わると大変だから
③全員で食べる給食 (デリバリー方式)	<ul style="list-style-type: none">・配膳の時間がかかるから・親が楽だから
④家庭からの弁当のみ	<ul style="list-style-type: none">・量を調整しやすいから・好きなものが食べられるから
⑤その他 (食缶方式による選択制、学校で作る給食 (自校式))	<ul style="list-style-type: none">・選択ができる状態で温かい給食も食べたいから・小学校の給食が美味しかったから

生徒では「現在のデリバリー給食（選択式）が良い」といった回答が約半数を占めていますが、経年では減少傾向が見られます。その一方で、「全員で食べる給食（小学校のような食缶方式）」を選択する生徒は増加傾向にあります。

中学校給食に対して、「温かい給食」や「量の調整のしやすさ」を求める声が生徒の間で増えてきていると推察されます。

(保護者)



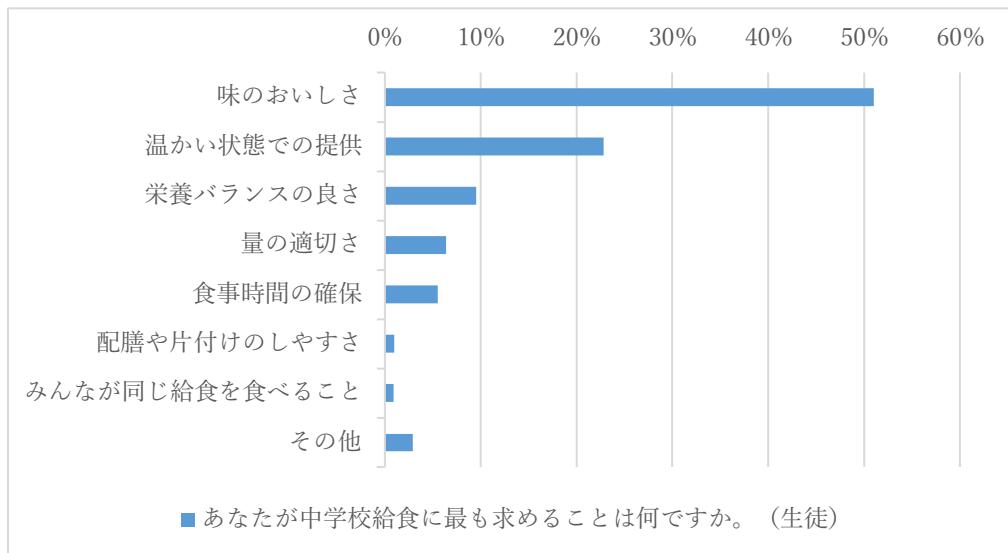
※その方式を選んだ理由（抜粋）

①全員で食べる給食（小学校のような食缶方式）	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスが良く温かいものを食べさせたいから ・量の調整が可能だから ・小学校のときとのギャップが少ない方がいいから ・「同じ釜の飯を食べる」ことはいい経験だと思うから
②現在の方式（デリバリー方式による選択制（持参弁当併用））	<ul style="list-style-type: none"> ・現状に不満はないから ・人によってアレルギーや好みがあるから ・各家庭の事情があるから
③全員で食べる給食（デリバリー方式）	<ul style="list-style-type: none"> ・食缶方式よりも配膳に時間がかかる、昼食の時間が取れそうだから ・なるべく手間や時間をかけずに、全員で同じ給食を食べてほしいから
④家庭からの弁当のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・量や好みの調整ができるから ・アレルギーがあるから
⑤その他（学校で作る給食（自校式）、食缶方式による選択制）	<ul style="list-style-type: none"> ・できたてが食べられる ・好みのメニューを選択でき、温かい給食が食べられるから

保護者では「全員で食べる給食（小学校のような食缶方式）が良い」といった回答が約7割を占めています。経年でも同様の傾向があります。

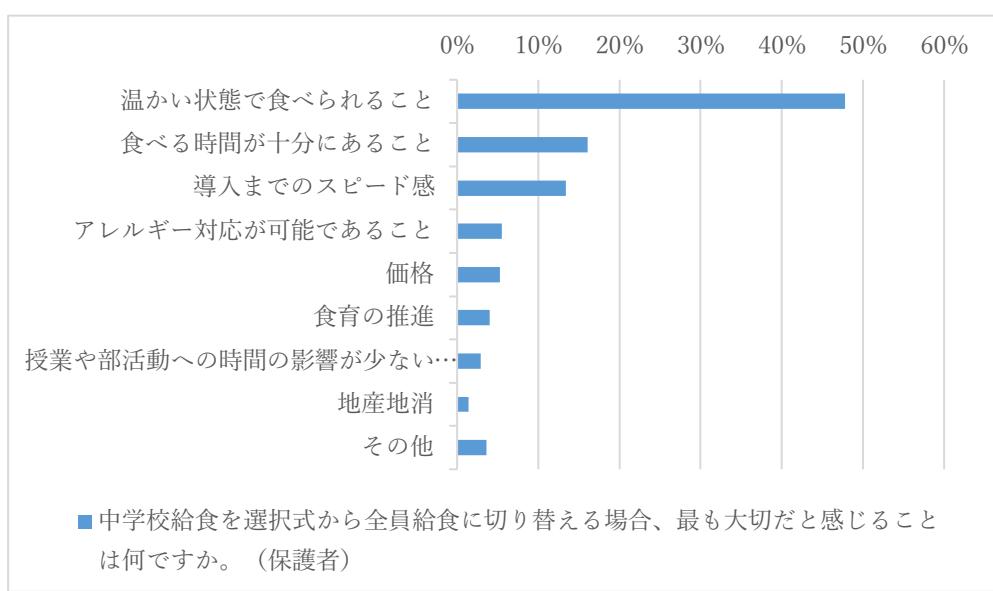
他の質問の回答結果からも、中学校給食の全員喫食化に当たって、「給食の温かさ」を保護者は特に重視していると推察されます。

■ 「あなたが中学校給食に求めるることは何ですか」
(生徒)



生徒では「味のおいしさを求める」といった回答が約半数を占めており、その後、「温かい状態での提供」、「栄養バランスの良さ」と続きます。

■ 「中学校給食を選択式から全員喫食に切り替える場合、最も大切だと感じることは何ですか」
(保護者)



保護者では「温かい状態で食べられることを最も大切にして欲しい」といった回答が約半数の割合を占めており、その後、「食べる時間が十分にあること」、「導入までのスピード感」と続きます。

【まとめ】

現在の方式（選択式デリバリー方式）は、家庭の負担軽減や各家庭の事情に応じた対応が可能であることや、栄養面について多くの保護者が「良い」と回答しており、一定の評価を得ています。

一方で、生徒・保護者の双方から、「温かくておいしい給食を食べたい」という共通の意見が多く寄せられました。これらの意見を踏まえると、安定して温かい給食を提供できる体制の整備が必要と考えられます。

2 中学校給食全員喫食の実施方式の検討

(1) 前提条件

- ① 検討した実施方式は、大きく分けて4つ（自校調理方式、親子調理方式、給食センター方式及びデリバリー方式）としました。（下表参照）
- ② 喫食数は、中学校の生徒及び教職員等の人数を基本としています。
- ③ 経費や期間については、本市試算のほか、他市事例や関係事業者等からの資料を参考にした概算値としています。
- ④ 学校再編については、現時点で計画を策定していないため考慮していません。

実施方式	概要
自校調理方式	各学校に給食調理場を設置し、当該校で給食を調理・提供する方式
親子調理方式	給食室設置校（親）が未設置校（子）の給食を調理し、配達する方式
給食センター方式	複数の学校の給食調理を一括して行い、各学校に配達する方式
デリバリー方式	民間事業者の調理施設で調理した給食を各学校に配達する方式

(2) 実施方式の比較検討

それぞれの方式の可能性について検討を行った結果は次のとおりです。

実施方式	自校調理方式	親子調理方式	給食センター方式	デリバリー方式 (食缶)	デリバリー方式 (弁当)
可能性の有無	○	×	○	×	○
可能性の概要	学校再編計画との整合を図る必要	親校に6校分の給食に対応するため整備が必要	用地確保が必要	実績のある事業者が近隣にない	調理能力のある事業者なら早期に開始可能
施設整備	△調理施設がないため6校全て新規設置が必要	△既存の調理施設の拡張には限界がある	○一定規模の施設整備は用地の確保次第で可能	○施設整備は限定的な範囲	○施設整備は限定的な範囲
補助金の活用① 「学校施設環境改善交付金」	○調理場や付帯施設の新增築1/2、改築1/3(国の示す基準面積が対象)	×親校の改修等は原則対象外	○調理場や付帯施設の新增築1/2、改築1/3(国の示す基準面積が対象)	×対象外	×対象外
補助金の活用② 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づく補助金」	×対象外	×対象外	○建設工事費等の7.5/10 △まちづくり構想策定支援事業の採択が必要	×対象外	×対象外
衛生管理	○食中毒、異物混入事案の発生に対する影響範囲が限定的 △環境が学校毎に異なるため衛生管理に差異	○食中毒、異物混入事案の発生に対する影響範囲が限定的 △環境が学校毎に異なるため衛生管理に差異	○一元管理で統一的 △食中毒、異物混入事案の発生に対する影響範囲が大きい	○一元管理で統一的 △食中毒、異物混入事案の発生に対する影響範囲が大きい	○一元管理で統一的 △食中毒、異物混入事案の発生に対する影響範囲が大きい
管理体制	△給食調理の運営管理及び施設管理について、学校負担あり	△給食調理の運営管理及び施設管理について、学校負担あり	○給食調理の運営管理及び施設管理について、学校負担がない	○給食調理の運営管理及び施設管理について、学校負担がない	○給食調理の運営管理及び施設管理について、学校負担がない
おかげの提供 温度	○温かい	○温かい	○温かい	○温かい	△冷たい(汁物は除く)
アレルギー除去 食の提供	△整備限界あり △各校への人員の加配が必要	×親校の対応に準拠するため不可	○施設整備により可	△受託事業者による	△受託事業者による
Ⓐ初期費用 補助金①	5,170,356千円 ▲387,841千円	—	3,595,350千円 ▲427,717千円	—	34,650千円
Ⓑ運営費等(単年)	242,317千円	—	379,283千円	—	331,714千円
Ⓒ運営費等(15年) =Ⓑ×15	3,634,756千円	—	5,689,256千円	—	4,975,713千円
Ⓓ総事業費(15年) =Ⓐ+Ⓒ	8,417,271千円	—	8,856,889千円	—	5,010,363千円
Ⓔ年あたりの 事業費=Ⓓ÷15	561,151千円	—	590,459千円	—	334,024千円

※親子調理方式とデリバリー方式(食缶)は可能性なし(×)のため金額は算出していません。

※金額は概算です。(1円単位で算出した数値を千円単位で記載しているため、計算値に差異が生じる場合があります) また、用地取得や配膳室等の拡張、想定外に係る改修費用、今後の資材費高騰等は考慮していません。

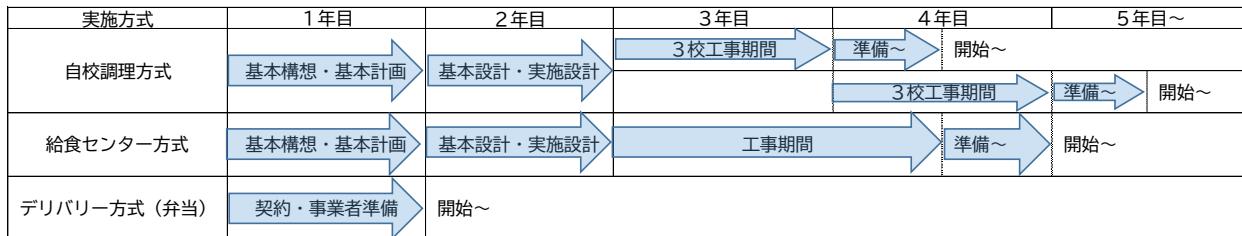
※給食センター方式に係る費用の算定に当たってはDBO方式(Design-Build-Operate方式。市が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式)等を前提とし、整備における前提条件は敷地面積3,600m²程度、延床面積2,300m²程度、鉄骨造2階建、運営面は調理能力3,500食/日、アレルギー対応食は最大50食/日としています。また、運営期間は主要設備の耐用年数等の観点から標準的とされる15年としています。

※デリバリー方式(弁当)に係る費用の算定に当たっては、温かい汁物メニューの提供を想定しています。

<参考>現在(令和7年度)の選択式デリバリー給食の費用

調理等業務委託料は1食440円、想定生徒数3,031人の喫食率を30%台半ばと見込み、予算額は80,254千円。

3 想定スケジュール



自校調理方式は、中学校6校を同時に工事することは困難と想定し、3校ずつ段階的に整備を行うため、全員喫食の開始時期は3校ずつ1年の差が生じます。

給食センター方式はDBO方式等の導入を前提とし、また用地取得に要する期間は考慮していませんが、センター設置後は全校同時に全員喫食を開始することができます。

デリバリー方式（弁当）は、事業者の準備期間として1年程度を見込みますが、全校同時に全員喫食を開始することができます。

いずれの方式においても、学校の受け入れ体制の準備期間が必要です。

4 考察

中学校給食全員喫食の実現に向け、実施方式を比較検討した結果、本市の具体的な方策としては、自校調理方式、給食センター方式、デリバリー方式（弁当）に絞ることができます。

(1) 自校調理方式

自校調理方式は小学校でも実施しており、給食を身近に感じられるとともに、できたての温かい給食を提供でき、子どもたちや保護者にとって馴染みがある方式と考えられます。

課題としては、学校ごとに調理体制及び施設の管理が必要であることから、各学校にこれらの新たな負担が発生することが見込まれます。また、中学校6校全てに給食調理室の設置が必要となるため、設置工事に相応の期間を要するほか、工事期間中は学校活動に一定の制限が生じることが見込まれることから、授業や部活動への影響に留意する必要があります。

(2) 給食センター方式

高性能断熱食缶を使用することにより温かい給食を学校に届けることができるとともに、食物アレルギー専用調理室を設けることにより、アレルギーに配慮した給食の提供が可能です。

また、給食調理の運営・施設管理を一元的に行うことができるから、学校にこれらの負担が発生しません。また、統一的な衛生管理が可能となります。

一方で、給食に起因する健康被害等が発生した場合には影響範囲が大きくなるリスクもありますが、衛生管理体制の整備等により、リスクの低減及び適切な対応を図ることができます。

課題としては、用地の確保及び取得に要する期間が現時点では明確ではありません。

(3) デリバリー方式（弁当）

デリバリー方式(弁当)は、初期投資コストが比較的少なく、短期間での導入が可能です。ただし、事業者が新たに調理施設を増設する場合には、その費用や一定の期間が必要になります。

また、課題としては盛付作業に時間を要することから、調理終了から喫食まで2時間を超えるため、学校給食衛生管理基準に基づき冷却が必要となり、温かいおかずの提供はできません。さらに、一食ごとに量の調整ができないことから、残食が多い傾向があり、食育の観点でも課題があります。

(4) 総合的な検討結果

いずれの実施方式にも課題はあるものの、アンケート結果や前述の考察を踏まえ、次の5項目を観点とし、検討します。

a 温かい給食と利用者のニーズ

アンケート調査で、生徒・保護者の多くが「小学校のような食缶方式」や「温かい給食」を強く希望していることが明らかになりました。自校調理方式と給食センター方式はいずれも温かい給食の提供が可能である食缶方式です。

一方、デリバリー方式（弁当）は温かいおかずの提供ができず、希望に応えることができません。

b 残食率と食育の観点

食缶方式（自校調理方式と給食センター方式）は残食率が低くなる傾向があります。

また、配膳を通じ、温かさや盛り付けを体験することで、食への関心や感謝の心を育む機会が生まれるなど、食育にとって望ましい方式です。

c アレルギー対応の確実性

給食センター方式は、アレルギー除去食に対応する専用室を一体的に整備することができ、全校に対して均質で確実な対応が可能です。

一方、自校方式は中学校6校全てに専用室を個別に整備する必要があり、十分なスペースを確保しにくく、全校で同水準の対応を整えることが困難です。

また、デリバリー方式（弁当）は、受託事業者により対応が異なります。

d 施設整備の実現可能性

自校調理方式は、中学校6校全てに給食調理室の設置工事が必要です。3校ずつ段階的に整備を行うことを想定しており、全校同時に全員喫食を開始することは困難です。

一方、給食センター方式は、建設地が確保できれば、より早期に温かい給食を全校同時に提供できる体制が構築可能であるとともに、集中調理により大量の食事を安定的に供給でき、各学校での調理設備や人員確保の負担を軽減できる利点があります。

また、デリバリー方式（弁当）は、民間事業者が新たに調理施設を増設する場合には、その費用や一定の期間が必要になりますが、比較的短期間に整備可能です。

e 学校再編計画との整合性

自校調理方式は、中学校6校全てに給食調理室の設置工事を行う必要があるため、今後の学校配置の見通しを考慮する必要があります。一方、給食センター方式は、学校単位での整備ではないため、全体的な視点に立った対応が可能です。

以上のことから、給食センター方式を本市における中学校給食全員喫食の実施に最も適している方式として採用します。

なお、デリバリー方式（弁当）は、最も早期に全員喫食を実現できる方式であり、仮に給食センター設置に時間要する場合には、暫定的に実施することも可能と捉えています。

5 今後の方針

(1) 納入センターの用地について

今後の納入センター建設用地の選定に当たっては、公有地（学校用地を含む市有地）の活用可能性を検討し、適地が得られない場合には、民有地も含めて多面的に調査・検討を進める必要があります。（P19参照）なお、学校用地を活用する場合には、学校運営や周辺環境への影響を最小限に抑える計画が求められます。

また、民有地が候補地となる場合には、工業系用途地域や市街化調整区域などの土地を含め検討し、関係法令に基づき必要な手続きを行った上で、関係機関と調整を進めます。

(2) 納入センターの建設・運営について

納入センターの整備にあたっては、設計から建設、運営までを一体的に行うDBO方式（Design-Build-Operate方式。市が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式）を採用することを想定しています。本方式は、民間事業者の技術力やノウハウを活用することで、公共施設としての安定的な運営に加え、工程の一体化による事業期間の短縮と円滑な整備が期待されます。

(3) 学校施設について

各中学校の喫食数に応じた給食の適切な受入体制を整える必要があります。具体的には、各校1階に配達車両により運搬された対象学級数分の食缶等の受け入れスペースや各フロアに配膳スペースの確保が必要です。

また、配膳スタッフによる食缶等の運搬方式を検討する必要があります。今後、各校舎の形状や学校再編計画との整合を図り、最適な手法を選定します。

(4) 学校運営について

全員喫食には、学校の協力が不可欠です。配膳に一定の時間を要することが想定されるなど、学校運営に影響が生じる可能性があるため、過度な負担とならないよう十分な配慮が必要です。

食育の充実に向け、時程の見直しなど運用方法を調整し、教職員の理解を得ながら、生徒が安心して給食を喫食できる環境を整備し、持続可能で安定的な給食提供の実現を目指します。

参考 給食センターの建設可能地域

(1) 法的要件

調理した給食を配送する場合は、調理場は建築基準法上「工場」扱いとなります。原動機を使用し、作業場の床面積が 150m^2 を超える場合は、原則として工業・準工業用途の土地以外には建設できません。ただし、給食センターは、市が直接事業の用に供した場合に公益上必要な建築物として位置づけられるため、市街化調整区域に建設することも可能（条件付き）です。

市内の中学校配置・給食センターの配置可能箇所



(2) 建設候補地

- ① 公有地では、前述のとおり、学校用地を含む市有地の活用可能性を検討します。なお、東原小学校や相模中学校は工業系用途地域に立地しており、法令上は建設が可能です。東原小学校の敷地面積は市内小学校の平均を上回っており、敷地の一部を活用することに一定の余地があるものと考えられますが、今後の検討の中で整理していく必要があります。
- ② 民有地については、市街化区域を中心に候補地を調査し、取得が困難な場合には市街化調整区域も含めて検討し、関係法令を遵守した上で選定します。

座間市立中学校給食全員喫食実施方針
(案)

発 行 座間市教育委員会
事務局 座間市教育委員会 就学支援課 保健給食係
住 所 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
電 話 046-255-1111(代表)